

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 2 6 年 7 月 7 日 消 防 庁

自動体外式除細動器(AED)の更なる有効活用に向けた取組の推進

自動体外式除細動器 (AED) については、平成16年に非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。

もとよりAEDが有効に活用されるためには、救命の現場に居合わせた一般市民が日頃からAEDがどこに設置されているかを把握し、その使い方に習熟している必要があります。このため、AEDの設置場所を容易に知りうる環境を整備することや、AEDの使用方法に関する講習の受講者を増加させる取組を継続的に行うことが重要です。

このような観点から、AEDの有効活用に向け、下記について、各地域における更なる取組を促進するため、別紙のとおり各消防本部に通知いたしました。

- 1 AEDの設置場所に関する情報の収集及び住民に対する情報提供の推進
- 2 AEDを設置している施設の従業員や周辺住民等に対する応急手当の普及 促進
- 3 AEDの設置場所に関する情報の通信指令システムへの登録及び口頭指導 における当該情報の活用の推進

【別紙】自動体外式除細動器 (AED) の更なる有効活用に向けた取組の推進について (通知) (平成26年7月7日消防救第116号)



【連絡先】

消防庁救急企画室

担当:橘課長補佐、立花

TEL: 03-5253-7529 (直通)

FAX: 03-5253-7539

消防救第116号 平成26年7月7日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁救急企画室長

自動体外式除細動器 (AED) の更なる有効活用に向けた取組の推進について (通知)

自動体外式除細動器 (AED) については、平成 16 年に非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。平成 25 年には厚生労働省が「AED の適正配置に関するガイドライン」を参考にしてAED の効果的かつ効率的な設置拡大を呼びかけるとともに、消防庁としても応急手当の普及啓発の推進等の呼びかけを行ったところです。(「自動体外式除細動器 (AED) の適正配置に関するガイドラインについて」(平成 25 年 10 月 31 日消防救第 175 号消防庁救急企画室長通知)参照。)

もとより AED が有効に活用されるためには、救命の現場に居合わせた一般市民が日頃から AED がどこに設置されているかを把握し、その使い方に習熟している必要があります。このため、AED の設置場所を容易に知りうる環境を整備することや、AED の使用方法に関する講習の受講者を増加させる取組を継続的に行うことが重要です。

これまでも各市町村及び消防本部において、AEDの有効活用に向け、様々な取組が進められているところですが、下記について、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対して周知いただき、各地域における更なる取組を促進していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 AEDの設置場所に関する情報の収集及び住民に対する情報提供の推進

各市町村及び消防本部において、関係機関と連携し、適切な管理がなされている AED かどうかについて留意しながら、管内の AED の設置場所に関する情報を収集し、ホー

ムページ等を通じて住民に対して情報を提供していただくようお願いします。 また、住民に対する情報提供の手法としては、

- ・施設名や住所だけでなく、何階にあるかといった詳細な位置情報を提供している
- ・GPS(全地球測位網)機能付きの携帯電話等でアクセスすることにより、近くにある AED の設置場所を検索することができるシステムを導入している

など、救命の現場に居合わせた一般市民が AED の設置場所をすみやかに知ることができるようにしている事例を参考に、情報提供の手法を工夫していただくようお願いします。

2 AEDを設置している施設の従業員や周辺住民等に対する応急手当の普及促進

消防庁では平成 23 年に「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成 5年 3月 30日消防救第 41号消防庁次長通知)の改正を行い、従来の普通救命講習 (180分)よりも時間を短縮した 90分の「救命入門コース」を新設し、e-ラーニングを活用した講習を取り入れるなど、一般市民が応急手当講習を受講しやすい環境を整備しており、これらの講習も積極的に活用しながら、特に AED を設置している施設の従業員や周辺住民等に対し、更なる応急手当の普及促進を図っていただくようお願いします。また、AED を設置するとともに応急手当講習を従業員等が受講している施設の情報を住民に対して提供することで、救命の現場に居合わせた一般市民が AED の使用を依頼できる施設をすみやかに知ることができるようにしている事例があるため、このような情報提供の手法の導入について積極的な検討をお願いします。

3 A E D の設置場所に関する情報の通信指令システムへの登録及び口頭指導における当該情報の活用の推進

一部の消防本部では、収集した管内のAEDの設置場所に関する情報を通信指令システムへ登録し、通報者に対して最も近くのAEDの設置場所を伝えて使用を要請するなど、口頭指導において当該情報を活用している事例があります。このような仕組みの導入により、AEDの使用開始までの時間の短縮等の効果が見込まれるため、管内のAEDの設置場所に関する情報の収集と併せて、このような仕組みの導入について積極的な検討をお願いします。

【問い合わせ先】

消防庁救急企画室 橘課長補佐、立花

TEL: 03-5253-7529 (直通)

FAX: 03-5253-7539